

令和3年度第2回静岡県障害者施策推進協議会 会議録

令和3年11月26日(金)
障害者働く幸せ創出センターAB会議室

午前10時00分開会

○上原障害者政策班長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第2回静岡県障害者施策推進協議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めます、障害者政策課の上原です。よろしくお願いいたします。

本日の協議会は公開で開催いたします。傍聴を希望される方がいらっしゃった場合につきましては、定員5名まで入室可能となっておりますので、ご承知おきください。また、協議会終了後、議事録を県障害者政策課ホームページ上にて掲載させていただきますことを申し添えます。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、静岡県健康福祉部障害者支援局長の増田から、ご挨拶申し上げます。

○増田障害者支援局長 皆さんこんにちは。障害者支援局長の増田と申します。

すみません。こちらのほうにカメラが向いていないものですから、Web参加の皆様には何をしているか分からなかったと思いますけれども、今手話でご挨拶をさせていただきました。県のこういった協議会におきましては、手話で挨拶をするというのに最近取り組んでおりますので、ご披露させていただきました。

さて皆様、本日はお忙しい中、またお寒い中、第2回施策推進協議会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、それぞれのお立場で日々ご尽力されていただいておりますこと、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

さて、ワクチン接種のなどの効果もございまして、推進も進むという中で、新規感染患者の発生が激減すると。あるいは感染者が発生しない日も増えているという状況でございます。こうした中、経済活動なども再開され、また、私どもの関係いたします障害

福祉事業所さんの販売機会といったものも少しずつ戻ってまいりました。

先月には、市内の青葉イベント広場を会場に、農福連携マルシェを開催いたしまして、多くのお客様においでいただくことができました。「久しぶりですね」なんていうお声もかけていただいたところでございます。また、先週末でございますけれども、函南の道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」におきまして農福連携マルシェ。それから特別支援学校製品販売、さらには手話で挨拶運動などとコラボレーションいたしましたエス・ウエル・フェスを開催したところでございます。その様子はテレビ静岡さんで夕方報道もされたところでございます。こちらも、夕方は天気が崩れたようではありますが、昼間は天気がよいということで、多くのお客様がおいでになって、手話にも挑戦していただいたと。小さなお子様も習っていただいて、それを使ってクッキーを受け取っていただく。手話を使って「何が食べたい？」ということで、「チョコクッキー」とか、いろんなことをやっていただいたところでございます。

こうして、少しずつ以前の生活が戻ってきているということは、大変喜ばしいことではありますが、一方で感染の再拡大も懸念されているところでございます。静岡県におきましては、医療体制の確保とともに、再拡大の防止といったものにつきましても、今後とも努めてまいるところでございます。

さて、おとといになりますけれども、社会福祉審議会や、こちらの協議会の委員を長らく務めていただき、退任されました小沼先生に、所沢のほうにお伺いいたしまして、知事感謝状をお渡ししてまいりました。先生には、「皆様によろしくお伝えください」ということと同時に、委員は退任されましても、この保育者の育成といったものに精力的に取り組んでおられまして、来月は熊本で、また1月には伊豆の下田で研修会の講師をされるということをおっしゃっていました。声も大変張りがありまして、とても77歳とは思えないお元気さでございました。

先生とは1時間半ほどお話をしたんですけれども、その中で、会場の皆様には新聞記事、11月19日の朝日新聞。それからその後ろには静岡大学の白井先生のメッセージのほうをつけさせていただいたんですが、全く偶然なんですけれども、小沼先生から「こういうのがあるよ」と見せられたんです。この朝日新聞「ひと」というところの、SPACの女優さん、関根淳子さんの記事なんですけれども。「これは実は、静大の白井先生が、自閉症協会その他の皆様と協力して、映画の上演会のほかにも、こうした当事者演劇の独り芝居の公演をやるんですよ」というお話をいたしました。偶然のことで驚いたわけ

ですけれども。この事業は合理的配慮理解促進事業費補助金を利用して取り組んでいた
だっているわけなんですけれども、委員の皆様の方には、その今後のスケジュール。
明日から12月の間に2回、合計3回開催されますので、もしご都合等よろしければ、ぜ
ひご覧いただければと思ひまして、ご案内させていただくところでございます。

本日は、「ふじのくに障害者しあわせプラン」第5次障害者計画につきまして、ご審
議をいただくことになっております。アフターコロナ、ウィズコロナの時代における施
策なども盛り込んでおりますし、また改正障害者差別解消法や医療的ケア児等支援法な
どにつきましても反映したものとなっております。こちらにつきましては、関係団体の
皆様、当事者の皆様から事前にご意見もいただきまして、それも踏まえての計画案を本
日お示しいたします。限られた時間ではございますが、委員の皆様には、忌憚のないご
意見、ご指摘、ご提案などをいただけましたら幸いです。

簡単ではございますが、冒頭のご挨拶といたします。本日はよろしくお願ひいたしま
す。

○上原障害者政策班長 本日は14人中11人の委員の方にご出席をいただいておりますの
で、静岡県障害者施策推進協議会条例第4条第2項に定めます会議の開催条件を満たし
ておりますことをご報告いたします。

なお本日は、小倉委員、松永委員、三浦委員、三輪委員、山本委員におかれましては
Webによる参加となっております。あと加藤委員、紅林委員、西尾委員は本日ご欠席と
なっております。

また、新型コロナウイルス感染症対策防止の観点から、推進協議会の幹事の皆様の出席は人数
を限定することといたしましたので、ご承知おきください。そのほか、事務局職員につ
きましては、お手元の名簿、座席表で紹介に代えさせていただきます。

議事に入る前に1点お願いですけれども、ご発言の際は、最初にお名前をおっしゃっ
てからご発言をいただくようお願いいたします。

それでは議事に入ってまいります。以後の議事進行につきましては、増田会長、よろ
しくお願ひいたします。

○増田会長 おはようございます。本日司会進行を務めます、会長の増田です。よろしく
お願ひいたします。

「何か挨拶を」とメモ書きがございますので、一言申し上げたいと思います。

先日、お子様を連れだご夫婦が大学にいらっしゃいました。幾つかの相談窓口を訪ね

ますと、「増田のところに行け」と言われたとおっしゃいました。お話の内容をお伺いした後に、5～6か所の関係の支援センターも含めたところにお電話をいたしました。少し驚いたのは、1か所を除いてほとんどが、「こういう制度がありますよ」「こういう法律がありますよ」「こういう窓口がありますよ」というご紹介ばかりでした。

私に対してもそうであるとすれば、親御さんやご本人がご相談をしたときに、そのニーズと制度の間に深い深い溝があって、それを埋めることに困難があるから窓口までお出かけになるのではないかと。そここのところに気づかないで、ただ情報の提供やサービスの仕組みだけを説明しても、本当の利用者家族の思いには届かないと痛感をいたしました。「一緒に考えましょう」「一緒にあなたが今思っているニーズについて取り組んでいきましょう」。どうしてその一言が出ないのかと、そう思いました。障害者施策というのは、施策だけを言うのではなく、その施策が、当事者・家族の中に、本当に活かされたものとして反映されているかどうかということが、問われてくるのではないかなとそういうふうに思いました。

本日、計画のあらましをご説明していただいた後、委員の皆様方からご意見を賜ることになります。もとより情報提供をいただくわけですから、事務局に対してのご質問は歓迎いたしますが、見解をただすというよりも、ぜひとも皆様方のそれぞれのお立場で、この計画の素案に加筆・修正をいただいて、県民の負託に応えるだけの内容につくっていただきたいということを心から願っています。闊達なご意見をいただきますようお願いいたします。

本日私どもに与えられました議題は、一つだけです。でも、この一つが重たいのです。

第5次障害者計画（案）について。お手元に既に、「見え消し版」というのと、それから「溶け込み版」という2つの資料がございます。それを大きくポイントをまとめたものがA3判1枚です。なおかつ、各種関係団体からの意見一覧がございます。

進行役としては、まず事務局からのご説明の後、この計画案の中で、総論が1つ、各論が三つほどございまして、これにそれぞれ少しご意見を賜りたいと思います。もとより、ポイントのA3判の資料1については、ぜひとも事務局として皆様方にご議論いただきたいポイントつまり重点項目が3点ありますので、これについても時間をたくさん取りたいと思います。その上で、各種団体からいただいております意見。私は一通り目を通させていただきましたけれども、極めて大切なご提案、ご意見が載せられておりますので、これについてもぜひとも関係団体からご出席の委員の皆様方からも意見を賜り

たいと思います。

こうした流れでどうかと思うんですが、事務局のほう、よろしかったでしょうか。

では、まず事務局から、今申し上げた見直しのポイントと計画案のご説明をいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○高橋障害者政策課長 障害者政策課長、高橋です。

私のほうから、見直しのポイントのご説明をさせていただきます。この障害者計画の策定に当たりましては、前回8月5日に開催しました第1回の推進会議におきまして、次期計画で取り組む重点施策、あるいは計画骨子についてご審議をいただいたところがございます。その後、計画の骨子案を基に、関係団体の皆様への意見照会とか、あるいは庁内の関係課との調整を図りながら文案の作成を行ってきました。

本日は、これまでの様々なご意見を踏まえて検討調整しました計画案について、ご審議をいただきたいと思いますと思っております。今会長からご説明いただいた資料1、A3判になりますけれども、こちらのほうをご覧ください。

第5次障害者計画の見直しのポイントでございます。

まず資料の1、「計画の概要」についてでございます。

この内容については、既に前回の委員会でご説明した内容を記載してございますが、まず1の基本目標につきましては、これまでと同様に、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」とし、引き続きこの目標の実現を掲げてまいります。

2の「計画期間」につきましては、県の総合計画に合わせまして、令和4年から7年までの4年間としております。

次に、右側の2、「最重点施策」についてでございます。

次期計画では、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、記載の3項目を、特に重点的に取り組む施策として位置づけております。

1点目が、障害者差別解消法の改正に伴いまして義務化される、民間事業者による合理的配慮の提供の促進といたしまして、県条例の改正や県民会議と連携いたしました、さらなる周知啓発や取組を推進すること。

2つ目が、親亡き後も地域生活を継続するための仕組みづくりといたしまして、相談支援体制の整備や日中支援型のグループホームの整備など、地域での自立を支える支援体制を強化すること。

そして3点目が、新しい生活様式における情報保障の推進と感染症対策の充実といた

しまして、ウィズコロナを踏まえまして障害分野でのICTの活用や、障害福祉サービス事業所への感染対策の推進を図ること。

以上の3つを特に重点的に取り組む施策としております。

次に、左下になりますが、3の次期計画改定のポイントといたしましては、(1)から(3)までの3点のポイントを掲げております。

まず1つ目の、(1)の「柱の追加・修正」についてです。

最重点政策への取組を踏まえまして、計画の大柱の位置づけを変更するとともに、中柱についても追加・修正しております。下に表がございしますが、計画の骨子案で、現行の4次計画と次期の5次計画を比較しておりますが、内容的には前回の会議とおおむね同じものとなっております。

このうち、右側の次期計画についてご覧いただきたいんですが、大柱の「障害に対する理解と相互交流の促進」の下に、赤字で記載してございますけれども、1の「不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進」のほか、2の「情報保障の推進」を新たな中柱として追加しております。

またその下、大柱2になりますが、「地域における自立を支える体制づくり」の下には、1として「身近な相談支援体制整備の推進」の中柱を追加いたしまして、6になりますが、「施設の防災、防犯の推進」の柱の中に「感染症対策」を加えてございます。

なお、重点施策以外でも、今後取り組みの強化・充実が必要なものとして、その下、大柱3の「多様な障害に応じたきめ細かな支援」の下には、3の「医療的ケア児に対する支援」、あるいは4の「強度行動障害のある人への支援」なども新たに加えたところでございます。

続きまして、2つ目でございますけれども、(2)「主な取組の追加」についてでございます。重点施策等の取組を追加するとともに、障害関係団体の皆様からご意見を計画に反映してございます。

(2)の下の方に主な取組を列記してございますけれども、頭に黒色で「◆」のマークがついている取組が、関係団体の皆様からいただいたご意見の一部を記載してございます。

大柱の1のところにつきましては、「障害に対する理解」に関しまして、「当事者と協働した障害理解の啓発活動」。あるいは「情報保障」に関しまして、「点字に加え拡大文字による情報提供」。さらに「失語症向けの支援」についてご意見をいただきましたし

て、それぞれ計画に盛り込んでおります。

その他、大柱2では、「地域生活支援拠点の整備」や、「親亡き後の居住の場の確保」。さらに「災害時の心のケアのための専門職団体との連携」。

大柱3では、「医療的ケア児等コーディネーターの配置」などのご意見を計画に反映しているところでございます。

最後の3つ目のポイントとして、さらに右側になりますけれども、(3)の「主な数値目標の設定」についてでございます。

資料に記載している数値目標は、計画全体の一部ではございますけれども、特に重点的な施策については新たな指標を追加しております。さらに、既存の指標についても目標値を新たに設定してございます。なお、新たな指標につきましては、上から2つ目の「手話通訳者養成研修修了者数」。その下の「地域生活支援拠点等設置数」、「日中サービス支援型グループホームの利用者数」を新たに指標として加えております。

なお、この数値目標につきましては、現在策定中の次期総合計画と整合を取りまして設定をしているところでございます。

次に、計画のポイントは以上でございますが、資料の3-2、計画の本文になりますけれども、少しご覧いただければと思います。

資料3-2が、計画の溶け込み版となっております。少しページをめくっていただくと、目次が記載してございます。3ページになります。先ほど会長のほうからご説明がございましたが、計画につきましては、3部構成。3ページの冒頭で、その1部に総論。下のほうになりますけど、2部に各論。最後に資料編として構成しています。なお、資料編につきましては、現在取りまとめ中でありますので、本日の資料には添付しておりませんので、あらかじめご承知願います。

この計画案につきましては、委員の皆様のご意見を踏まえて内容を固めた上で、1月のパブリックコメントを実施できればと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続き、関係団体の皆様からいただいた意見と対応についてご説明いたします。

○増田障害者政策課課長代理 障害者政策課課長代理の増田と申します。よろしくお願いいたします。私のほうからは、資料4についてご説明をさせていただきます。

こちらは、第5次計画の案を策定するに当たりまして、10月の中旬に、関係団体の皆様に、新しい計画の概要と計画書の素案をお送りいたしまして、幅広いご意見、ご提言

をいただいております。各関係団体からいただいた主な意見としまして、こちらの新しい計画にどのように反映させていく予定なのか、このことについてご説明をさせていただきます。

資料の4については、先週郵送で事前にお送りしておりますが、そちらのほうに何か所か誤りがございました。お手数ですが、本日机の上に配付させていただいたものに差し替えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。机の上のもので説明をさせていただきます。

資料4の1ページ目の左側の上のほうを見ていただきますと、10月8日から22日にかけて、県内にあります計34の団体に照会をさせていただきました結果、意見の提出をいただいたのが、10団体から、件数にしまして29件のご意見をいただきました。この29件のご意見のうち、今回の計画案に反映させていただくものとして11件。計画への反映はしておりませんが、ご意見の趣旨を踏まえまして、県として今後でも取り組んでいくものが17件。その他が1件という内容になっております。

資料4の表の中には、29件の一つ一つのご提案につきまして、それぞれどのように対応させていただくか、案として掲載をさせていただいております。

まず、表の右側の「対応案」のところに、括弧で「計画に記載する」と表記させていただきましたご意見につきまして、主なものについてご説明をさせていただきたいと思っております。

左側の「連番」というところを見ていただきますと、2番ですが、精神保健福祉協会から、差別解消の推進について、「正しい理解を深めるために、障害当事者による啓発活動が必要」というご意見をいただきました。

この対応案といたしまして、資料3-2の計画案の溶け込み版を見ていただきますと、こちらの26ページの下段のほう下から7行目にありますが、「障害のある人と協働して啓発する」という言葉を新たに計画には加えさせていただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。11番ですが、重症心身障害児者を守る会から、相談支援の充実につきまして、医療的ケア児等コーディネーターの配置の追加に関するご意見をいただきました。

これにつきましては、計画書溶け込み版の40ページの一番下の行を見ていただきますと、医療的ケア児等コーディネーターの計画的な配置を促すことについて掲載をさせていただきました。

続きまして、資料4の4ページをご覧ください。

連番で16番ですが、手をつなぐ育成会から、訪問系・日中活動系サービスの充実について、地域生活支援拠点等の整備を県内全域で促進し、「親亡き後」の居住の場の確保と緊急時の支援を身近なところで提供をさせるようにしてほしい旨のご意見をいただきました。

これに対する対応案といたしまして、計画書の52ページ、障害のある人の重度化・高齢化に伴う相談支援や「親亡き後」に備えて家族の不安を解消するため、家族が健在なうちにグループホームや一人暮らしを体験する機会を提供したり、家族の緊急事態に短期入所が利用できる、地域生活支援拠点の整備を促進することを記載させていただきました。

資料4の7ページをご覧ください。

連番の28番ですが、知的障害者福祉協会から、強度行動障害のある人に対する支援につきまして、厚生労働省で実施された、障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議を受けて、障害児入所施設から退所する児童の移行に向けた移行調整体制の確保について記載をしてほしい旨のご意見をいただきました。

対応案といたしましては、重度行動障害のある方に対する支援についての記載は、計画書の87ページに記載がありますが、今回のご意見につきましては、強度行動障害のある方に限定されたものではないため、計画の52ページ、「施設や病院から地域生活への移行の促進」の中の、「現状と課題」の黒丸の一番下のところに、ご指摘いただいた内容を。また、53ページになりますが、これに対する「県の取組」の⑥に、移行調整が難しいケースに対して、必要に応じて各関係機関と連携・協力して円滑な移行に向けた調整を行うとともに、必要な地域資源の整備等の協議を行う旨を記載させていただきました。

最後になりますが、資料4の29番です。

視覚障害者協会から、この表中ですと「改定のポイント」とありますが、これは情報保障の推進についてのご意見になります。災害時やコロナ等の緊急時において、視覚障害者や聴覚障害者に対する情報の遅れがあることについて、視覚障害、弱視者や中途視覚障害、高齢者、盲聾者等に必要な「拡大文字」という文言を入れてほしい旨のご意見をいただきました。

対応案といたしましては、計画書の35ページ、下から2行目ですが、視覚に障害があ

る人が必要とする情報を正確に届けるために、点字、拡大文字、音声（SP）コード、電子データ（テキスト形式）による情報提供に取り組む旨を掲載いたしました。

なお、資料4の1枚目に戻っていただきまして、表の右側にあります「対応案」のところに「意見の趣旨を踏まえて取り組む」とさせていただいたものにつきましては、予算的な措置を必要とするものですか、県ではなく市町の障害部局が実施するもの、また、今回の障害者計画ではなく、既に別の計画で進められているものが該当しております。これらの理由から、今回の計画には盛り込んでおりませんが、引き続き、県として意見の趣旨を踏まえた上で取り組んでいくというものになります。

また、「その他」が1件あるという説明をしましたが、これも、「その他」につきましては、21番、4ページ目です。

作業所連合会・わからの、「管轄市町村は想定する災害程度を示してほしい」というご意見をいただいております。

これにつきましては、県の障害者計画の中では収まり切れない、別分野のかなり大きい話になるものですから、「その他」と表記をしまして、県の防災担当者を通じて市町の防災担当のほうに要望を伝えるということといたしております。

説明は以上になります。

○増田会長 はい、ありがとうございます。

高橋課長さん、段取りなんですけど、計画案そのものを先に、大ざっぱでもいいので、皆さんがご覧くださってることを前提にして、もし加筆・修正点等があれば先にお聞きして、それを一通り終わった後に、資料1に行ったほうがよろしいでしょうか。それとも資料1からもう大上段に入ってポイントの議論を深めたほうがいいでしょうか。

○高橋障害者政策課長 資料1から審議をお願いします。

○増田会長 分かりました

事務局から示唆をいただきましたので、資料1から入りたいと思います。

県のほうの第5次の計画のポイントが、そこにあります。「最重点施策」と書かれておりますところは、合理的配慮の促進、地域生活継続のための仕組み、そして障害者に対する情報保障の推進等々がございしますが、いずれも喫緊に具体化していかなければならないようなテーマです。けれども、障害者施策の根本に関わるテーマでもありますので、一朝一夕に、どう動かすことができるかどうか。この辺は、たくさんのご意見があるろうと思います。

まず、重点項目の1点目、合理的配慮の提供促進。次期計画の重要な柱となっておりますが、これに関連してご意見をいただくことができますでしょうか。

これから義務化されていくという局面で、一定の準備期間があるとはいえ、民間にとってこうした対応をどう考えていけばいいのか。ぜひ皆様方からご意見をいただければと思います。

どなたか口火を切ってくださると、意見が闊達に出るようになると思います。では岩瀬様、よろしくお願いたします。

○岩瀬委員 静岡県身体障害者福祉会の岩瀬と申します。

重点施策の意見の欄のほうの1番にも載っておりますが、障害者差別解消法。法律が改正されまして、この重点項目第1の民間事業者による合理的配慮の提供が、今までは努力義務でしたのが、これからは義務ということで、今は周知期間を経まして3年以内に法律が施行されるということで、早い法律の施行を待ち望んでいるわけですけれども、合理的配慮の促進を促す中で、いろいろバリアフリーにしる、金銭的に費用のかかるものも多々ありますので、その中で、民間事業者の、積極的にこの合理的配慮を推進していただくということで、行政、県からとか市町から、補助といいますか、助成的なものがあれば、また合理的配慮が推進するのではないかなということで意見を出させていただきました。

あと、周知ですね。啓発・啓蒙活動も積極的にやって、ぜひ県のほうで取り組んでいただきたいと思っております。

○増田会長 ありがとうございます。最初のご発言で、大変勇気をいただきました。

実際に、民間事業者がこういった合理的な配慮を行なう上での財政的な負担というようなことも、これから話題になろうと思います。それに対してのどういう行政的なバックアップがあるかどうか。あるいは助言があるかどうか。この辺が問われてくるころだろうと思います。

例えば、私はいま私立大学にいます。そうすると、当然、視覚障害、聴覚障害、発達障害、身体障害の学生たちが既に在籍しています。これは大学の努力義務でした。本来なすべきものをどこまで個別的にしなければならぬかというのは、各民間事業者側の裁量でした。裁量だけで許されるものではなくするとすれば、どういうレベルで、どこまでを満たしていけばいいのか。今学内で、時折そういうことが話題になっています。

学生たちの権利意識の向上からすれば、「こうしてほしい、ああしてほしい」という

希望は挙がってきています。さて、どこまでできることやら。教職員の不安はあるんです。多分、多くの民間事業者にとってみれば、どこまでを私たちは充実することができるだろうか。その辺の不安がまだまだ解消されていない。だから、啓発・啓蒙というのは、単なる「合理的な配慮が必要です」というのではなくて、それを受けた事業者側が、では、自分たちの課題としてどのような取組をすればいいかということが具体化しないと実のある施策にはならないと思うんです。

○篠原委員 静岡県自閉症協会の篠原です。よろしくお願いします。

合理的配慮についてなんですけれども、発達障害や自閉症の方にとっての合理的配慮というのは、とても分かりにくいもので、各事業所さんや職場などで、「こういうことはどうすればいいんだろう」「これが合理的配慮に入るのか」とか、「これは甘やかしじゃないか」というふうに言われることもありまして、「それが合理的配慮なんだよ」という、合理的配慮の周知というんですかね、説明。この人にとってはこれが必要であるとか、甘やかすとかそういうことではなくて、仕事をする上で必要なんだということを説明をするのが結構難しいというふうに聞きます。

実際に、私は親ではあるんですが、福祉の事業所に勤めておりまして、同僚たちに発達障害に対する合理的配慮を説明をするときに、ちょっと難しいことがあります。実際に。私自身もどこまでするのがいいのかとか。今増田先生がおっしゃったように、どこまでのことができて、どこまでして、ここまではしなくてもいいのかなとか、その線引きというんでしょうかね。難しいと感じることがあります。

ですので、発達障害のことはある程度分かってきたつもりである親である私たちも、発達障害に対する合理的配慮に悩むことが多々あるので、民間の会社の方が悩まれるのは当然かなと思うので、具体的な例を挙げられると、とても分かりやすいんじゃないかなと思います。

○増田会長 貴重なご意見ありがとうございました。

先般、西部の発達障害者支援センターと福祉大学のコラボで、県内4年制大学の障害者支援のスタッフの皆さんとWeb会議をいたしました。県内のほとんどの4年制大学は、多くの発達障害学生を抱えます。卒業時に、この学生たちをどのように就労支援をしていくべきか。実はまだよく見えておりません。学生たちは就労を希望します。もちろん当たり前なことなんですけど、就活を頑張ります。だけど受け入れ先について大学の力は極めて微力です。そうすると、本人の希望をかなえてやれない。この辺のジレンマが

明らかになりました。

今、岩瀬様のご意見というのは、それぞれが希望しているその思いや願いをどう実現するかといったところにも、この合理的配慮というのは深く関連しているのではないかと思います。

ありがとうございます。松永様。その後山本様、お願いできますでしょうか。よろしくお願いたします。

○松永委員 静岡県経営者協会の松永と申します。

合理的配慮につきましては、今までは、会員の皆様にパンフレットをお送りする程度のことしかしておりませんでした。そういう中で、先ほど精神障害の方の合理的配慮というのは非常に難しいというお話を聞きまして、車椅子の方にスロープをつけるような対応は、すごく分かりやすいですが、企業として、何が必要なのかというところを、しっかりとこれから、進めていく必要があると思います。ちなみに、ちょっとお話が変わりますが、静岡経済研究所で、「ダイバーシティーについての従業員から見た実態調査」が11月にありまして、県内800人の、企業で働く従業員の方にアンケートを取っております。

その中で、「障害がある人と一緒に働くことについて、どう思いますか」という質問がありました。今、ダイバーシティーという言葉が、闊歩し、多くの人が「それは必要だね」という世の中になっていると思うんですが、具体的に「助け合いの精神が生まれ、職場がよい影響を与えそう」と考えている人は22%でした。また、「モチベーションがアップしそう」という人も、やはり21%。反対に、「コミュニケーションが難しそう」という方が28%。「サポートが増えそう、業務が増えそう」という方が25%ということで、思ったより肯定的に考える方が少ない結果となっています。権利の重要性はみんな認識していても、なかなか取り組めないという実態が見えています。今後色々な取組により、こうした意識を変えていくことが重要だと思います。特に、今度社会に出る高校生や大学生が障害を持つ方と一緒に過ごす機会を増やすなどの施策を是非とっていただきたいと思います。

○増田会長 松永様、ありがとうございました。とても示唆的なご意見を賜りました。なおかつ、データから見ると、やはりちょっと考えさせられる結果でございました。

○山本委員 県手をつなぐ育成会の山本と申します。

10月に、松田局長がご参加をいただいて、県手をつなぐ育成会の児童部会というところ

で話をされたところで、増田局長さんはお分かりだと思いますが、顧問のほうから、『合理的配慮』という言葉はよく使われているが、当事者が訴えないと取り組めない。また、その取組がどうしてもいい分からなくて大変です」ということで、合理的配慮の実例をあまり聞いたことが、私たちの中でもありません。それはとてもよいことだと思うんですけども、現実としては、あまり生きてはいないのではないかとということ。実態を把握してほしいというのが育成会からの要望です。

この際、増田局長におかれましては、国も事例を発表しているけれども、これというよい事例はないというお答えをいただきました。そしてまた、来年度に向けて、実際の、具体的な事例を集めて事例集を出していくとということをお願いしておりますので、私はこの会議には参加をしておりませんでしたので、その辺のところを、もう少しお話をいただければありがたいと思っております。

以上です。

○増田会長 局長のお名前が出ましたが、一言どうですか。「いい事例がないぞ」というのは、なかなか重い言葉なんですけど。国のほうの紹介事例ですね。

○増田障害者支援局長 その児童部会等でも出たんですけど、事業者さんが実際に個々のケースで対応するときに、参考になるのが、非常に少ないかなと。結局、分かりやすい事例。例えばスロープをつけましょう、筆談をいたしましょうとか、事例集は、極めてありきたりなものしか載っていない。

「でも、実際の我々が知りたいのは、そういうことじゃないんだよ」と。例えば、先ほど発達障害の方の話もあった、あるいは精神障害の話もあった。そういう方々のときに、実際にどうすればいいのかと。「こうしてうまくいきました」といった、そういう事例を知りたいというお話もいただきましたので、来年度に向けての予算の合理的配慮促進のための取組もそうですけど、もう1つ今、現在進行形のものといましては、啓発用の動画を作成しようということをしておりまして、それを当事者の方にお話を聞いて、もし具体的に、そうした配慮の実例がなければ、逆に「こうしてもらいたい」といったものを聞いて、それをイラストや何かでお示しすることができればと考えています。それを見ていただいた事業者さんや企業さんが、「こうすればいいのか」と思っただけのものを作成したい。さらに加えて、「もっと詳しく知りたければ、こちらのほうに」といったような形の、そういう情報提供ができればなと思っております。

とにかく合理的な配慮は、今山本様もおっしゃってくださったように、あくまでも建

設的な対話を通じて双方が歩み寄って着地点。「ここまでならできますよね、じゃ、ここまでやりましょう」という、それを目指すものですから、そうしたものをどんどん示していかないと、事例集を見ても、「いや、そんなことは分かっているよ」と我々よく言われるんですけど、そうじゃないと。そこを一つ越えていかないと、この差別解消法が、努力義務だと今まで言ってきた、もう5年以上経って、猶予期間が十分あった。いよいよこれが法定義務になりますよ。もう待たないになりますよね。過重な負担がないという状態になれば、事業者はこれに答えていかなければならないと。そのときになって慌てているようでは遅いので、そうしたものを我々としても示していきたいと思えます。今そんな取組をやっているところでございます。また団体の皆様には、ご意見をお伺いすると思えますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

○増田会長 全く言葉として出てこないんですけど、もちろん建設的対話というのは重要な概念、コンセプトなんですけど、「事前的改善措置」という言葉があるはずなんです。だから、少なくとも事業者にとってみれば、そういった当事者を受け入れるときに、どこまで私たちは事前に、ハードという意味だけではなくて、どういう受け入れ体制を整えれば、安心して働いていただけるのか、学んでいただけるのかという、この議論が全然出てこないのが私は極めて不思議です。

そうすると、合理的配慮だけ言えば、啓発・啓蒙していればいいじゃないか。この議論になるんですけども、実はもう1つ並行して、事前的改善措置という、民間事業者が当事者を受け入れるための必要な手立てとか助言とかやっぱりそういった実例も含めた情報提供があれば、「ここはこういう体制を整えて受け入れましょう」というようなことも、現場にあって考えることができるのではないかと。

1人の聴覚障害の学生さんが、「介護福祉士になりたい」といらっしゃいました。オープンキャンパスに毎回いらっしゃいます。それは彼女にとってみれば、自分が聴覚障害として学んでいくときに、4年間、専門資格を取っていく上での不安や課題を考えておられるので、それを毎回私どもに訪ねられます。とても大切な対話だと思いますね。私たちが彼女から学ばないと、4年間の修学保障ができないと思っているので。それだけに、1回でのみならず、2回、3回と来学されます。これこそが私は建設的対話の実例だろうなというふうに思います。その分私たちにはたくさんの宿題を課せられていますけれども、これに答えていかなければ大学ではないなと思えます。

では、2つ目のテーマに移りたいと思えます。

「親亡き後の地域生活継続のための仕組みづくり」。さらっと書かれていますけれども、重たいですよ。本当に「親亡き後」というのが、この言葉がなくなる時代が来るのかなと思いますけれども、このテーマに関連して、ご意見等いただければと思います。生活支援、あるいは地域生活支援、そして親亡き後の本人だけの自立した生活。このあたりでご意見をいただくことができればと思いますが、いかがでしょうか。

○池谷会長代理 すみません。いつも同じような話ですが。

先日、埼玉県から、知り合いが当施設に来てくれました。世間話をしていたときに、「埼玉県では入所の施設を作っていて、結構どんどん作っているよ」という話でした。「ええ？うそでしょう」と思ったので、埼玉県の障害者計画なりを、ちょっとパソコンで検索してみました。そうしたら、埼玉県は、障害者計画とか障害福祉計画、あと児童のほうを一緒くたにして1つの計画をつくっていて、その、第6期埼玉県障害者支援計画という1本の計画をつくっているらしく、その中に「令和5年度までに42名、入所施設を増員する」と書いてありました。その前の計画にも増員計画はあったのではないかと思います。

日中サービス支援型グループホームのことについては、静岡県の計画に書いてありますが、私はですね、地域生活をしていくためには入所施設をつくっちゃいけないとか、いろんな考えはあるんでしょうけれども、ただ、待機者が何人もいるという現実を考えた場合どうなのでしょう？それと日中サービス支援型のグループホームについては、介護度の高い方とか行動障害のある方を受け入れるためには、ハード面に作っていくためのかなりの費用が必要だということを、何回もこの場で話をさせてもらったと思いますが、そういうふうに考えていった場合に、自分としては、入所施設だって計画の中に盛り込んでいってもいいのではないかという気がしています。入所施設を創設する場合できる限り定員の人数は少ないに越したことはないですが、でも日中サービス支援型だって20人プラスショートステイということですので、30人、40人の定員だったら、入所施設だって、そんなに地域生活から遠く離れていないかと思っています。地域で暮らすということは入所施設の運営（地域との関係性を大切にしている運営）の仕方にもよるとも思っているんで、できたら埼玉県の障害者支援計画のように是非静岡県でも数値化していただければと思います。

埼玉県のこのことは私も初めて知ったもので、「へえ、作ってるんだ」と素直に喜びました。また、東海4県のある県も、何か「『必要があれば作ってもいいよ』と県の人

が言ってるよ」と話を前に聞いたことがあります、実際に作ってるというのは知らなかったもので。ぜひお願いしたいなと思っています。

それで、入所調整要綱のこともこの中に出ましたので、そのことについて。

今日は、私が勤めている「沼津のぞみの里」という障害者支援施設に来ている希望者リストを持ってきました。前からちょっとこの辺の話もしていますが当施設は定員50人です。現員が49人います。ここの施設に73人の待機者リストが来ています。これは重複しています。東部管内の3つとか4つの施設に1人の方が同時に出していますので重複しています。重複していても、73人の方が利用希望したいと来ています。最高得点が190点です。最高に緊急度の高い方も来ています。

児童入所から成人のほうに移行したいというときも、もう成人のほうがいっぱいなので移動できないですね。私たち施設も、グループホームに行ける人は、もう何年も前から出ていただいてグループホームで生活しています。グループホームでは生活ができない介護度の高い方、行動障害のある方、その方たちが入所施設に今残っています。その辺をどうしていったらいいのか。その辺をみんなで一緒になって考えていただければ、ありがたいです。またその待機者ですね。その辺をどうしていくのかを検討していただきたいと思っています。今回じゃなくてもいいのですけれども、何か盛り込んでいただけるとありがたいなと思っています。

以上です。

○増田会長 大変大事な情報提供とご提言をいただきました。

待機者の方々の課題、ニーズ、さらには受け入れ側の、入所というふうなテーマと地域生活というテーマと、まあ三すくみの状態なのかもしれません。この三すくみ状態を、どのようにこれから県内で、何よりも本人、当事者ご家族の思いに合わせて制度づくりをするか。この辺が問われていると思うんですが。

今、池谷様からは、「積極的にもうちょっと少しその辺、打って出たらどうか」というご意見だったんですが、どうでしょう。

○大石委員 大石です。よろしくお願いします。

僕もかつて障害児の入所施設に在籍していたので、常に入所から次の場所に移っていくということで、いつも悩みを抱えていました。

ずっとこれ、自立支援法から今の法律に変わってから以降も、ずっと改善策がないまま来ていますので、ここは少し、今回の計画にすぐに反映ということではなくてもいい

ですけれども、少し本腰を入れて検討していただきたいことだなというふうに思っています。

それから、今の「親亡き後」ということですのでけれども、今、子供の発達相談や巡回相談とは別に、少し施設のコンサルのような仕事をさせていただいてまして、このところ、40代とか50歳の方の、発達相談という表現が正しいかどうか分からないんですが、何名かお受けしました。本当に重い自閉症の方で、強度行動障害と言っていいかどうかあれですけれども、そういう方たち。そして親御さんが、70代の、あるいは80代近い親御さんが、毎朝送迎されて、また夕方お迎えに来てくださっている。

その子供さんというか利用者さんの生活の様子とか発達の様子を見せていただいたり、親御さんにお話を伺ったりしている中で、最近すごく思うことは、この計画の中でも、地域生活支援拠点というような課題が出されているわけですけれども、もう1つ思ったのは、これも今回の計画にすぐどうこうではないと思うんですけど、介護保険で、単独型のショートステイなんか常識なんですけど、先ほど言った、障害者版の8050、あるいは7040問題に対して、少し親離れ・子離れの期間としてですね、単独型のショートステイみたいなものが地域にあって、少しずつ慣れていくような。その後グループホームに行くか入所施設に行くかはあれですけれども、そんなステップがあると、ちょっとお母さんも休める日があったり、子供さんも、利用者さんも新しい世界にちょっと踏み込む準備もできたりして。しかもショートステイって、障害者の場合は、なかなか上手に埋めていかないと経営が成り立たないという問題もあるので、そこも含めて、何かそんなシステムができていくと、1つ新しい形が生まれるのかなというようなことを考えてみました。またぜひご検討いただければと思っています。

○増田会長 とてもユニークな提言をいただいたと思います。ユニークと申しますのは、以前に重症者支援のときに、「障害児（者）版の小規模多機能ホームがあってもいいのに」と提案しました。泊まってもいい、訪問してもいい。その上で生活リズムをつくりながら思ったのですが、残念ながらうまくはいきませんでした。高齢者にあるのであれば、障害のある方たちも、地域で暮らしていく上で、訪問、通所、泊まりというふうなことを、いろんな選択肢としてあればいいのにと思いました。今ご発言をお聴きしそれをととても強く思い出しました。

○三輪委員 「作業所連合会・わ」の三輪と申します。よろしく申し上げます。

日頃、相談をやっている、この親亡き後の生活といった切り替えであったり、段階

を踏まえてというところができるると本当にスムーズな移行ができるのと思う反面、やっぱり先ほどおっしゃっていただいたように、生活をする中で、何名の方々が最終的には、さっき8050の問題の中で、親も子も泣きながら入所手続きを行う。入所が悪いということではなくて、離れて暮らす辛さがあつたりとか。また、今言った介護保険の中でも、スムーズな移行ができていくと、やはり地域を含めて生活がしやすくなるにもかかわらず、そのところが具体化しにくい今の現実の中にあるのかなと思っています。

じゃ、これを具体的にどう計画に反映していくのか、正直なところ、日中型の生活支援の拠点の整備も、この7年にかけて10か所、目標指数ではあります、じゃ、それを支えていくのはどこなのか。誰がしていくのか。これだけ人材不足の中で、先ほど言った相談のところも含め、その資質の保障や資質の向上を含めていくときに、そこをどのようにサポートしていくのが、どのようにこれから具体化していくかというのが、この計画を見て必要なことですが、少し悩ましいなと思います。すみません。感想しか言えなくて。今現実としては、皆さんきっとそうだと思いますが、両方に挟まれて苦しいのが今の現実かなというふうに思っております。

すみません、お願いします。

○増田会長 切り口としては、本当に施設から地域へという一つの大きなうねりの中で、けれども強度行動障害の方たちも含めた生活の場をどう確保するかというあたり、悩ましいところだと思うのです。そこで踏みとどまらず、そこから一步どう未来を開くのかというあたりのことなんです。

○立花委員 立花です。

やはり、施設から地域というのが、本当に委員長もおっしゃっているとおり、大きな、そして重い課題だと思っています。

やはり先ほど来出ているように、親からすると、子供の将来が不安であるということで、施設を容認したいというような意見は確かにあるし、それは例えば相模原事件での「やまゆり」を見ていても、障害者団体としては、客観的に、DPI等を含めて、これを機に「やまゆり」のような大きな施設は解体すべきであると。一方で、入所している方々の親に聞くと、縮小はしてもいいけれども、調査の結果、約7割から8割が施設を継続してほしいというような結果も出ているので、非常に行政的にも難しいところがあるかと思っています。

ただ、注目されるのは、千葉県が、今施設を解体していくということで非常に積極的

に取り組んでいるし、2年後でしたか、もうそういう、千葉の袖ヶ浦の施設について、解体するという宣言をされていて、割と行動障害等の方々も多く入所していらっしゃる施設なんですけれども、それについては、地域に移行する。地域でグループホーム等をつくるときに、積極的に県が助成をする。それから人員についても、研修等を含めてバックアップをするというような姿勢を見せています。

そういった意味では、千葉の事例というのは、今後本県においても大いに参考になる部分かなというふうに思っています。

以上です。

○増田会長 先生から千葉県のお話が出ました。袖ヶ浦のセンターには、私、2年間、職員研修に参りました。本当に職員の方たちは、あの利用者の虐待事件から始まって、大変真剣な取り組みをされています。

それでも解体になりました。現場のお話を伺うと、実際は利用者さんの取り合い、選択なのです。つまり、それは強度行動障害や重い方たちはあとになります。後回しになります。一人一人のニーズに応じたグループホームや受け皿づくりというのは、実はとても難しいことで、とりわけケアの難しい利用者さんに対しては、受け皿づくりが難しい。施設での今までやってきた生活や取り組みが、どこかで中断したり転換したりしていく。そのときに利用者さんたちの思いはどうするのか。また1つの大きな課題なんだと思います。

制度政策側は仕組みづくりを判断できますが、実は現場というのは、いつもそこに暮らしていらっしゃる方々の思いやニーズを、きちんとつないでいくためにこそ努力していくのです。だから、後手後手になる。

今静岡県の事情で待機者のことを考えれば、入所か地域か。でも、地域でどういうものをつくれればいいのか。グループホームが必要ではないか。その辺の情報を、私ども確認していく必要があるのかなと思うんです。

県はこの前、県内障害者のニーズ調査をされて、重症児や医療的ケア児の調査もされました。総論で結構なんですけど、その調査結果を踏まえたときに、どんな感想をお持ちになりますか。調査結果からどんなふうな展望をお持ちなのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○石田障害福祉課長 ありがとうございます。障害福祉課長の石田です。

今先生からご案内あったとおり、医療的ケア、重症児（者）に関わる調査。10年ぶり

ということで、10年前の調査とある程度対比できるような形で実施してきました。10年前も自分は関わっていたんですけど、その頃は、本当に重症児（者）を抱えるご家庭の苦勞が、ひしひしと伝わってくるような内容だったなと思っています。

それが10年経ってみてどうだったのかなというのが今回の感想なんですけど、ある意味、この10年間の取組で評価していただいた部分。そういったものもあったかと思うんですけど、でも、やはり先ほどから出ていますショートステイですとか、そういう在宅を支えるようなサービス。そういったところがまだまだ十分に整備が進んでいないというのが一番の実感です。

そういったところを、一足飛びにはすぐにできないところもありますけれども、そういったところを着実に、県内の関係の皆さんと協力しながら進めていきたいというのを改めて思った次第です。

簡単ですけど、以上です。

○増田会長 この関連で、「主な取組の追加」という真ん中なんですけど、「医療的ケア児への支援」「発達障害のある人への支援」「強度行動障害のある人への支援」というのが挙がっています。今、最も重い方たちも含めた支援ということについて、少しご意見を賜って、次に行きたいと思うんですが。

医療的なケア児つまり医療との密接な関連を持つような子どもさんたちの支援について、法律も新たにできて話題になっているんですが、このあたりの重い障害の子どもさんへの支援をどんなふうにお考えでしょうか。

○三浦委員 なかなか子供さんを診られる先生が少ないのと、皆さん、医療にかかりたいんですけど、結構満員の状況のようです。ですから、児童を診られる先生がどんどん増える施策が必要であるということと、まだまだ問題はたくさんあってですね、ああだこうだという議論はできないと考えてはいるんですが、まだまだ今後の課題と考えております。

○増田会長 静岡県は、全国的に見ても、こういった重症児や医療的ケア児に先進的に取り組んだ県の1つです実際に医療的な支援ということに結び付けていったときに、開業の診療所のお医者さんたちが障害に関わっていくシステムづくりも静岡県は行いました。情報ネットワークやコーディネーターやスーパーバイザー制度や、様々な仕組みづくり、ネットワークづくりを行われてきました。その辺での充実というのはあるのですが、他方で、多職種連携の会議では、「まだまだ実情にまで手が届いていない」という

意見は、医療からも福祉からも、あるいは当事者からも出てまいります。

○三輪委員 作業所連合会の三輪と申します。

まず、本当に今の多様な障害に応じた決め細やかな支援といったときに、まず1つは、計画を進めるに当たって、医療的ケア児の子たちが、まだまだサービスは少ないんですが、受け皿とか、在宅教育、在宅で来ていただいて人との関わりといったところのサービスが、少しずつ充実し出してきているのかなと思っています。そういったサービスが、保護者のところに、より深くつなげるというのは、もう少しお時間がかかるかなと思いますが、少しずつ受け皿はできてきていることは本当にありがたいなと思っています。

ただ、それに伴って、医療の障害児の子どもたち、発達障害、強行の人たちに対しても、精神の方にしても住み慣れた地域に生活をしていくということに重きを置いていく中で、今多職種連携のことがちょっと出ましたが、逆のパターンの対応も必要であり、地域によりやく移行してきたが、状態が悪化したときの対応、地域からまた少しフィードバックするところのサポートといった部分も地域へ移行していく上で大事で現場にもしっかり反映ができるような情報提供と、多職種連携の周知や連携の仕方、今実際にやってみての課題、振り返りがもう少しあると、もっと深められていくのかなと思います。そのあたりもぜひよろしく願いいたします。

○大石委員 大石です。

強度行動障害のところの内容ですけれども、養成研修と磐田学園の取組が触れられています。これ、いつも静岡県を取組だけではなくて気になっているのは、「なってからどうするの？」という話なんですよね。だから、やっぱり強度行動障害の予防的な視点で何ができるのかということも、少しやっぱり考えていかなきゃいけない大事なことかなと思っています。ここについて、今回その内容がすぐに取り込めるかどうかは別としてですね、そういう視点を持って、これから強度行動障害への取組を考えていただきたいなということを思っていましたので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

○増田会長 強度行動障害の方たちへの予防的な対応というのは、これまでコンセプトとしてなかったと思います。どうやって受け皿をつくるんだという意見でした。

強度行動障害のコーディネーター養成、医療的ケア児のコーディネーター養成。この方たちが、多様なニーズから事後的な対応まで、どのように活躍していただけるのか。このあたりの検証をしていく必要があるのかなと思います。

医療的ケア児にしても、この前の静岡市の多職種の研修の中では、小児医療から成人

医療への橋渡しがうまくいっていないとか、特別支援学校を終えた子供さんたちが福祉のほうに移るとき、うまく受け皿づくりができていないとか、病院のMSWから一般相談、地域の相談につながっていないだとか、あるいは在宅でやってるけれども、入所や医療とつなぐことがうまくいっていないとか、様々なご意見が挙がっておりました。「相談支援の充実」という言葉だけでは満たされない、それぞれの現場での受け皿、環境、条件も検証が必要なのかなということを痛感をいたしました。

3つ目の障害者に対する情報保障の推進。今回はコロナの対応でかなり混乱したと思いますが、いかがでしょうか。

○小倉委員 静岡県聴覚障害者協会の小倉です。

情報保障についてなんですけれども、コロナと、あと災害についての2つを大事だというふうに思っております。

なぜかといいますと、前に熱海の土石流のことが発生したときに、副知事がいろいろな会見をしたときに、情報がありませんでした。2～3日後に手話通訳がつくなどしました。それについて私が言いたいのは、初動時にぜひ手話通訳をつけていただきたいということです。

もう1つ。災害が起きたときに、地域は混乱します。そうしますと、新聞もないし、スマホで情報を得るということもできません。そうすると何が重要かというところ、テレビの情報が必要となります。県知事、副知事の会見のときに、ぜひ手話通訳をつけてほしい。一緒に映るような体制で準備をしてほしいと思います。

もう1つ。各論のところでお話ししたいことがあるんですけども、今日はもうお時間がないと思いますので、今度、1月のパブリックコメントをやりますというお話を聞きました。委員としてパブリックコメントのほうに出すということでもよろしいでしょうか。

○小倉委員 溶け込み版の53ページになります。

内容はですね、矯正施設。精神障害のところについてですけども、精神障害だけではなく聴覚障害の人も、そういうところから退所したときに困るということがあります。ほかの障害者、身体障害者の人たちも、罪を犯して、それが罪を償った後、どうやって受け入れていくのかというところが困ると。そこは共通だと思いますけれども、聴覚障害に対しての、矯正施設からの退所の生活支援ということについても入れてほしいなというふうに思いました。

次は77ページです。新生児のスクリーニングのことについてです。

77ページの⑧の最後になります。「軽度・中度難聴児の」というところ。言語の習得というところですが、障害者基本法と同じように、「言語（手話を含む）」というふうな記載にしてほしいと思います。

もう1点ありまして、80ページですが、インクルーシブ教育のことについて載っております。発達障害のことについて、ここには載ってきているわけですが、聴覚障害に対する手話の教育についても掲載してほしいと思います。聴覚障害者は、聞こえないというだけではなく、やはり言語獲得とかいろいろなところで、言語の障害も受けています。手話言語条例というものと関連して、このところには掲載をお願いしたいと思います。

教育委員会で、やはり手話言語条例の理念について、どのようにご理解をされているのかは、ここに載ってこないところでは、ちょっと疑問に感じております。言語条例を理解していただいて、教育の分野にもそこを反映していただきたいと思います。

長々と申し訳ありませんでした。以上です。

○増田会長 計画案のそれぞれについて、お立場からご意見をいただくことができました。事務局のほうでもご検討いただくことにいたしましょう。

○大石委員 大石です。手短に、すみません。すごく気になっていることが2つありますので。1つは、何をこのときになってと思うんですが、セルフプランが、なかなかまだ生き続けているということがあって、一部の市だとは思いますが、もう市の担当者もそれが当たり前になっていて、何の疑問も感じていない。というのは、人が替わりますので、そういうものだと思ってやってる。親御さんたちも、そういうものだと思ってやってる。ここは少しブレーキをかけるというか、もう終わりにしてもらわないといけないことだと思うんですね。この計画に入れるかどうかはあれですが、喫緊の課題かなと。

あともう1つは、皆さんお気づきだと思いますけど、児童発達支援の中に、大手の民間業者が、静岡県内にもかなり入ってきていると思います。本当に親御さんの痛いところをくすぐるような宣伝文句で、「ああ、上手なパンフレットを作ってやってるな」と思うんですが、やっぱり幼児期は、そうではない大事さがありますので、しっかり幼児期の療育は、保健師さんからの連携の中につなぐ。それから、療育から今度は就学の教育委員会へつなぐという、そのきちっとしたリレーの中で、行政も丁寧に見守りながら進めていくのが療育だというふうに思っているんですが、そういう意味で、

少しブレーキをかけるとか、チェック機能を持つとか、そういったことが、本来県として目指す乳幼児期の早期療育につながっていくのかなというふうに思いますので、ご検討いただければと思います。

すみませんでした。

○増田会長 先ほどの小倉委員さんのおっしゃった司法福祉の部分。意外と話題になりにくい。けれども当事者にとってみれば、更生していくために大変重要な課題だということであったと思いますし、今のセルフプランの計画の質の問題ですよね。当初からこの話題はありました。なかなかこの計画につながらないとのことご指摘もいただきました。

なおかつ、幼児期の療育・保育、あるいは就学への支援。いわばライフステージの大事な時期なんですけれども、この辺のサービスの質が課題になっていると思います。貴重なご指摘をいただきました。ありがとうございます。

今、皆様方の話題が、計画そのものの溶け込み版の中身にだんだん移りましたので、もしこの溶け込み版のほうで、皆様方から加筆・修正があれば、いただいておりますが、いかがでしょうか。その後、団体意見から出たところもご指摘をいただきたいと思います。まずは溶け込み版の中で、「ここは修正しておかなきゃいけないな」、あるいは「こういうことを加筆してほしい」。今までもそういったご意見が出ましたけれども、改めてページをご指摘いただいております。

○立花委員 立花です。

用語の使い方についての確認なんですけれども、差別解消というところで、「心のユニバーサルデザイン」という言葉を使っているんですけれども、従来「心のバリアフリー」というような言い方が一般的であると私は理解していたんです。例えば、95年の障害者白書で、バリアフリーというのは4つの分野があって、その1つが心のバリアであるというようなことを、厚労省というか、国も認めていると。一方で、ユニバーサルデザインというのは、基本的にいえばハード面を中心としたものであって、必ずしも私とすれば「心のユニバーサルデザイン」というのが、あまりしっくりこないんですけれども、県としては、この言葉を用いたのには、何か理由というか背景というか、そういったことがあればご紹介いただきたいんですけれども。

○増田会長 これは事務局からお答えいただくほうがいいと思うので。

○高橋障害者政策課長 障害者政策課長、高橋です。

今ご指摘がありました「心のバリアフリー」は、確かに国のほうでも使っており、一

一般的な表現となっております。「心のユニバーサルデザイン」は、現行の第4次計画でも実は使ってございまして、そのバリアフリーより広い視点で、ユニバーサルという形で、県としてこれまで使っておりました。

立花委員ご指摘のように、「『ユニバーサルデザイン』はハード面の部分の意味合いが強いよ」ということでご指摘がありましたけれども、ユニバーサルデザイン自体が、より広く、県民一人一人が、それぞれの立場に立って思いやりのある行動をとるのがユニバーサルデザインということで、県のユニバーサルデザインの思想がありますので、それに準じて、「心のユニバーサルデザイン」ということで、前回計画から使わせていただいたというものでございます。

○高橋障害者政策課長 内容的には、「心のバリアフリー」と「心のユニバーサルデザイン」は、同意語というんでしょうか。同じ視点で考えているということでございます。

○立花委員 4次計画で使っていたということについて僕が指摘できなかったのがまずかったと思いますので。

○増田会長 でも、一応県の見解を伺うことができました。また改めてコンセプトをどうとらえるのか、定義するかというあたり、大変大事なところだと思います。

そのほか修正がございましたでしょうか。

極めて小さな修正なんですけど、31ページのところに、これは伊賀先生にお教えいただきたいんですが、「学校での総合的な探求の時間」の「探求」というのは、「求める」じゃなくて「研究」の「究」を使いませんか。

○伊賀特別支援教育課長 ご指摘のとおりだと思います。

○増田会長 ありがとうございます。細かいんですけど、学校現場にとっては大事な言葉なんです。

そのほか、計画全般にわたって、いかがでしょうか。

見え消し版のほうで、2か所あります。「差別解消よりも権利擁護との親和性が高いため、権利擁護への移動を検討」。この意味がよく分かりません。「人権同和対策室へ打診したけど、人権を権利擁護の中に入れるのは×」という。これがよく分かりませんでした。

○高橋障害者政策課長 申し訳ございません。

見え消し版の33ページのところの、四角で囲った、ちょうどエの「人権教育・人権啓発活動等の推進」という部分で、この小柱について、「人権教育・人権啓発等の推進」

は、次の34ページの(2)「権利擁護の推進」の中に含めたらどうだということで、私も障害政策課のほうから人権同和对策室のほうに、少し問いかけた経緯がございます。そうしましたら、人権同和对策室のほうから、権利擁護の推進の中に入れるよりは、こちらのほうの、差別解消のほうの障害理解の中に含めたほうがよろしいのではないかとということで、今の位置づけのところのエとして、差別解消の推進の中に含めた。

○増田会長 この件、議論は今この場ではできませんので。とりあえず経過は理解をいたしました。

団体意見一覧表の中で改めて何か追加のご意見はございますか。

この中で、先ほども大石委員様のほうからご意見がありましたが、磐田学園のやっぱり立ち位置、役割。今後の磐田学園のあり方。ここは、県立施設として、強度行動障害に係る子供たちの支援という意味では、大きな期待と役割が寄せられているのではないかと思います。

せっかく新しいハードができたところで、今後の磐田学園にさらなる期待があるのではないかと思うんですが。

○大石委員 少し現場を離れていたもので、最近の磐田学園さんの強度行動障害に対する取り組みがどうなっているのか、ちょっと詳細を存じ上げていないので申し訳ないですけども、もう期待するところはだいたいというふうに思っております。

それからちょっと付け加えていいですか。

○大石委員 先ほどの予防ということであると、私自身は、元いた施設のところで、虐待も含めて特別支援学校と地域の児童のほうの相談支援専門員。そこの定期的な連携をしていくということ、多分7～8年前から進めてきております。今もやってくれていると思います。そこでやっぱり、心配な子供さんについての、家族支援も含めて、年に何回か詰めて事例検討も含めてやっていくようなことの中で、全部うまくいっているわけではありませんが、早期に心配な子供さんを発見して、どういう支援につなげていくのかというようなことをやっていると思います。そういうような、少し手立てを今後検討していただけるといいなというふうに思っていて期待をしているところです。よろしくお願ひします。

○増田障害者支援局長 障害者支援局長の増田でございます。

先ほど大石委員のほうからセルフプランの話がありまして、これにつきましては、本協議会で昨年度ご審議いただきました「ふじのくに障害者しあわせプラン」の3つの計

画のうちの、第2期静岡県障害児福祉計画の中で取り上げてございまして、セルフプランの割合、地域によってのばらつきがあると。大きく異なっていると。実際には、市町ごとにそういうことがございますので、これにつきましては、各市町の相談支援体制の整備その他については、圏域の自立支援協議会等で協議を進めていくというような形で、問題意識としては持っているということでございまして、こちらのセルフプランの関係は、今回の第5次の計画というよりは、昨年こちらのほうに基づいて進めていきたいと考えております。

それから、磐田学園につきましても、新しいユニット制ということで始まりまして、現場もかなり混乱等があります。ただ、そうした中で、少しずつ、一歩ずつ進んでいるかなと。「とても処遇はできないよ」と言っていたケースも、みんなの知恵を絞って、保護者の方の協力も得て、改善している事例も出てきているようでございます。

ただ、これにつきましては、増田先生にもご支援いただきながら、本当に磐田学園が、地域の民間の施設、あるいはほかの市町の施設等をバックアップできるだけの施設として、本当に県民の皆様から信頼できるものになるかどうか。それはこれからにかかってくると思いますので、引き続きご支援をいただければと思います。

以上でございます。

○増田会長 それでは、締めくくりをいたします。

与えられました課題が、障害者施策の基本に関わる場所でしたので、皆様方からたくさん貴重なご意見をいただくことができました。

施策は、現場の様々な多様なご意見が反映されてこそその施策だというふうに思いますので、本日いただきました貴重なご意見を事務局にあっては、またご検討いただきたいと思います。

苦情対応の仕事をしていて思うんですが、リーガルアドボカシー、つまり成年後見の話題にすっとなってしまいうんです。でも、イギリスのシチズンアドボカシーというのは、単なる市民後見のことを指すのではなくて、広く市民が障害者の権利や生活に対して見守りの体制を取るというのが本来のあり方なんです。

障害のある方々、当事者の方、家族が、どんな課題を抱えながら暮らしをしているのか。要はその共有化がないのです。シチズンアドボカシー、つまりいろんな相談、情報を寄せ合って、障害のある方やその家族がどんな課題を抱えているのか、それに対してどういう取り組みをしなきゃいけないのか。それが必要だと思うのです。

以前に「自立支援協議会の会長会議をしてくださいね」と言っておりましたが、結局新型コロナで流れました。1回だけ、池谷様がしてくださったときに、情報交換をすると、それぞれの市町ごとにばらばらでした。驚きました。そういう意味でも圏域全体で、改めて実態や情報や課題の共有ということが、これからますます必要になるのではないかと思います。

予定された時間が相当押してしまいました。申し訳ありません。それでは、つたない進行をおわび申し上げて、事務局にお返しいたします。よろしく願いいたします。

○上原障害者政策班長 増田会長、どうもありがとうございました。

本日配付の資料と事前に送付させていただいた資料で、ページが若干違う部分があったものですから、おわびいたします。すみませんでした。

本日いただきました意見につきましては、対応も含めまして、事務局のほうで取りまとめた上で、また委員の皆様の方にご報告させていただきます。

計画案への反映につきましては、表現等詳細な点につきまして、事務局と増田会長の相談の上、対応させていただければと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

また、参考資料として事前に送付させていただきました、障害のある方の実態調査の結果につきましては、12月初旬に公表を予定しております。

今後のスケジュールでございますけれども、12月末期頃からパブリックコメントを1か月ぐらいさせていただいて、そのパブリックコメントの意見を踏まえて最終計画案を作成して、令和3年3月頃に開催を予定しております第3回目の本協議会で最終案のご確認、ご承認をいただいた上で、3月末に計画の公表をする予定でございます。

それでは、これをもちまして令和3年度第2回静岡県障害者施策推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時57分閉会